

平成30年度介護従事者処遇状況等調査結果のポイント

○ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）を取得している施設・事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、平成29年と平成30年を比較すると、10,850円の増となっている。

介護職員の平均給与額（月給・常勤の者）	平成30年9月	平成29年9月	差 額
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）を取得した施設・事業所	300,970円	290,120円	10,850円

- ※1 調査対象となった施設・事業所に平成29年と平成30年ともに在籍している者の平均給与額を比較している。
- ※2 平均給与額 = 基本給（月額）+ 手当 + 一時金（4～9月支給金額の1/6）
- ※3 平均給与額は10円単位を四捨五入している。

給与等の引き上げの実施方法（複数回答）			
給与表を改定して賃金水準を引き上げ（予定）	定期昇給を実施（予定）	手当の引き上げ・新設（予定）	賞与等の引き上げ・新設（予定）
21.1%	69.9%	31.3%	16.0%

※ 給与等の引き上げの実施方法は、調査対象となった施設・事業所に在籍している介護従事者全体（介護職員に限定していない）の状況

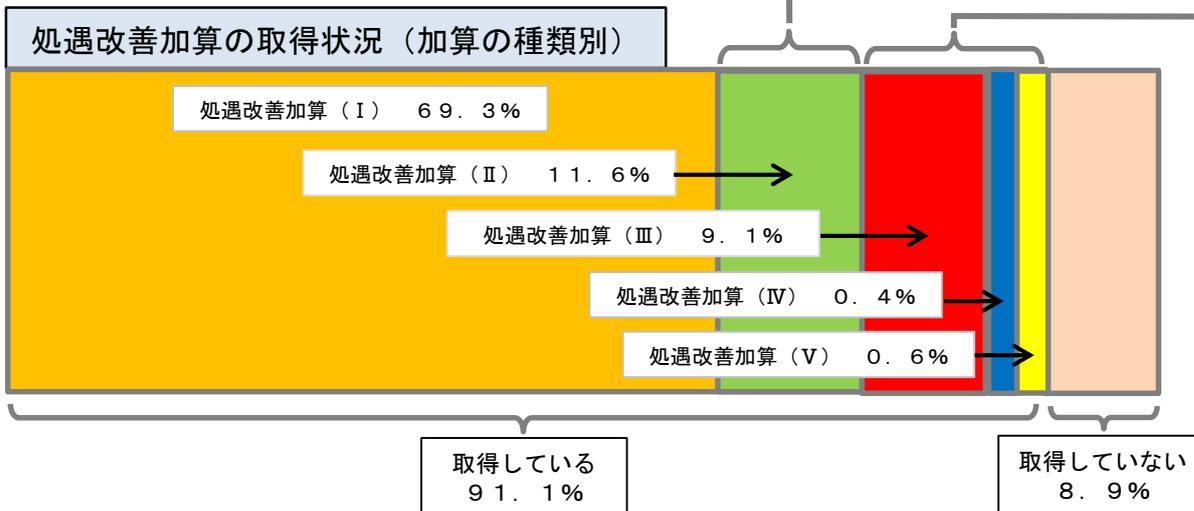
加算（Ⅰ）の届出が困難な理由（複数回答）	
職種間・事業所間の賃金バランスがとれなくなる懸念があるため	44.4%
昇給の仕組みを設けるための事務作業が煩雑であるため	37.2%
賃金管理を行うことが今後難しくなるため	21.4%

※ 加算（Ⅱ）を取得している事業所の状況

加算（Ⅱ）の届出が困難な理由（複数回答）	
キャリアパス要件Ⅰ（賃金体系の整備）を満たすことが困難	62.1%
キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施）を満たすことが困難	42.6%
職場環境等要件（賃金引上げ以外の改善）を満たすことが困難	2.9%

※ 加算（Ⅲ）～（Ⅴ）を取得している事業所の状況

加算の届出をしない理由（複数回答）	
事務作業が煩雑	53.2%
利用者負担の発生	33.1%
対象の制約のため	25.8%



平成30年度介護従事者処遇状況等調査の概要

- 調査の目的 介護従事者の処遇の状況及び介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、介護報酬改定のための基礎資料を得る。
- 調査時期 平成30年10月
- 調査対象等
 - ・ 調査対象 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、訪問介護事業所、通所介護事業所（地域密着型通所介護を含む）、認知症対応型共同生活介護事業所、居宅介護支援事業所
 - ・ 抽出方法 層化無作為抽出法により抽出
 - ・ 調査客体数 10,670施設・事業所
 - ・ 有効回答数 7,908施設・事業所（有効回答率：74.1%）
 - ・ 調査項目 介護職員処遇改善加算の取得状況、調査対象施設・事業所に在籍する介護従事者等の給与（平成29年9月と平成30年9月における給与）等

介護職員処遇改善加算について

- 加算の種類
 - 加算（Ⅰ）： 37,000円相当（キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たす場合）
 - 加算（Ⅱ）： 27,000円相当（キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件の全てを満たす場合）
 - 加算（Ⅲ）： 15,000円相当（キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのどちらかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たす場合）
 - 加算（Ⅳ）：（Ⅲ）×0.9相当（キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれかを満たす場合）
 - 加算（Ⅴ）：（Ⅲ）×0.8相当（キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれも満たしていない場合）
- 加算の算定要件
 - キャリアパス要件Ⅰ： 介護職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件、賃金体系を定め、全ての介護職員に周知していること。
 - キャリアパス要件Ⅱ： 介護職員の資質向上のため計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知していること。
 - キャリアパス要件Ⅲ： 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知していること。
 - 職場環境等要件： 職場環境等の改善（賃金改善を除く）を実施し、全ての介護職員に周知していること。
例）事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化、こころの健康等の健康管理面の強化 等